

定期報告が必要な建築物(下表の用途のうち、いずれかの規模に該当した場合は報告の対象です。)

	用途	報告の対象規模
1	劇場, 映画館又は演芸場	・地階又は3階以上の階にあるもの ・床面積の合計が500㎡以上のもの ・主階が1階以外の階にあるもの ・客席が200㎡以上のもの
2	観覧場(屋外觀覧場は除く), 公会堂又は集会場	・地階又は3階以上の階にあるもの ・床面積の合計が1,000㎡以上のもの ・客席が200㎡以上のもの
3	病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る) (別紙2参照)	・地階又は3階以上の階にあるもの ・床面積の合計が1,000㎡以上のもの ・2階が300㎡以上のもの
4	旅館又はホテル (別紙2参照)	・地階又は3階以上の階にあるもの ・床面積の合計が1,000㎡以上のもの ・2階が300㎡以上のもの
5	児童福祉施設等 (別紙1参照)	・地階又は3階以上の階にあるもの ・床面積の合計が1,000㎡以上のもの
5'	児童福祉施設等で養護老人ホーム, 助産施設, 乳児院及び障害児入所施設など高齢者, 障害者の就寝を伴う施設 (別紙2参照)	・地階又は3階以上の階にあるもの ・床面積の合計が1,000㎡以上のもの ・2階が300㎡以上のもの
6	学校又は体育館	・地階又は3階以上の階にあるもの ・床面積の合計が2,000㎡以上のもの
7	博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, スキー場, スケート場, 水泳場又はスポーツの練習場	・地階又は3階以上の階にあるもの ・床面積の合計が2,000㎡以上のもの
8	百貨店, マーケット, 展示場, キャバレー, カフェー, ナイトクラブ, バー, ダンスホール, 遊技場, 公衆浴場, 待合, 料理店, 飲食店又は物品販売業を営む店舗	・地階又は3階以上の階にあるもの ・床面積の合計が1,000㎡以上のもの
9	事務所その他これに類するもの (階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものに限る)	・地階又は3階以上の階にあるもの
10	共同住宅, 寄宿舍で高齢者, 障害者等の就寝の用に供する施設(サービス付高齢者向け住宅, グループホームなど) (別紙2参照)	・地階又は3階以上の階にあるもの ・2階が300㎡以上のもの
注意	<p>1. この表において、「地階又は3階以上の階にあるもの」とあるのは、地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものをいいます。</p> <p>2. この表において、「床面積の合計」とは、その用途に供する部分の床面積をいいます。</p> <p>3. 「1」の項から「8」の項までの複数の用途に供する建築物にあっては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をもって、その主要な用途に供する部分の床面積の合計とします。</p>	